

低炭素建築物の申請サポート

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定を支援いたします。

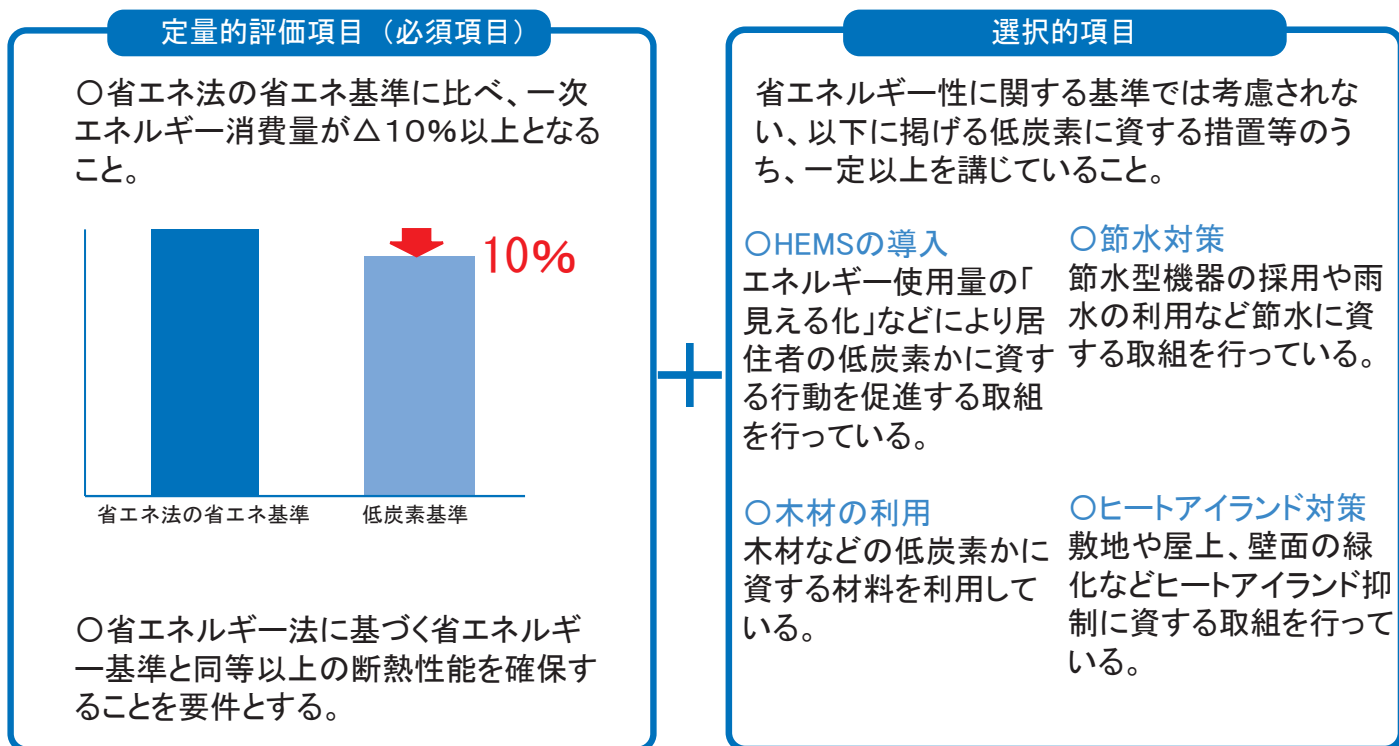
■ 認定の対象

認定の対象は市街化区域等内における以下であること

1. 建築物の低炭素化に資する建築物の新築
2. 低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替え
3. 低炭素化のための建築物への空気調和設備、その他の政令で定める建築設備の設置
4. 建築物に設けた空気調和設備等の改修

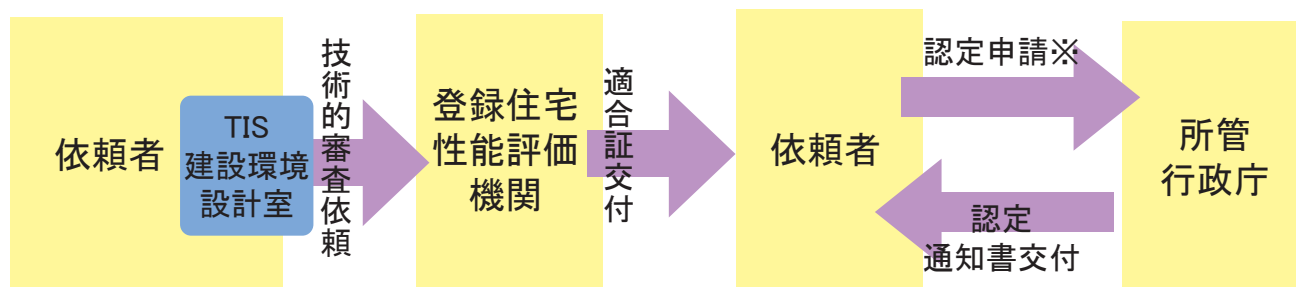
■ 低炭素建築物の新築等計画の認定

1. 省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が△10%以上となること。
2. その他の低炭素化に資する措置が講じられていること。



■ 申請に必要な計画図書

1. 低炭素 認定申請書(様式第五)
2. 設計内容説明
3. 申請添付図書
4. 外皮計算書
5. 一次エネルギー消費量計算結果



※適合証に記載された認定基準の区分以外の認定基準については、所管行政庁が審査することとなります。